

真岡市立地適正化計画

届出の手引き

目次

1 立地適正化計画とは	1
2 届出とは(届出の目的).....	1
3 届出から開発・建築等行為の着手までの流れ	2
4 居住誘導区域に係る届出	3
5 都市機能誘導区域に係る届出	5
6 届出書の記入例	10
7 届出に関する Q&A	17

令和7(2025)年3月

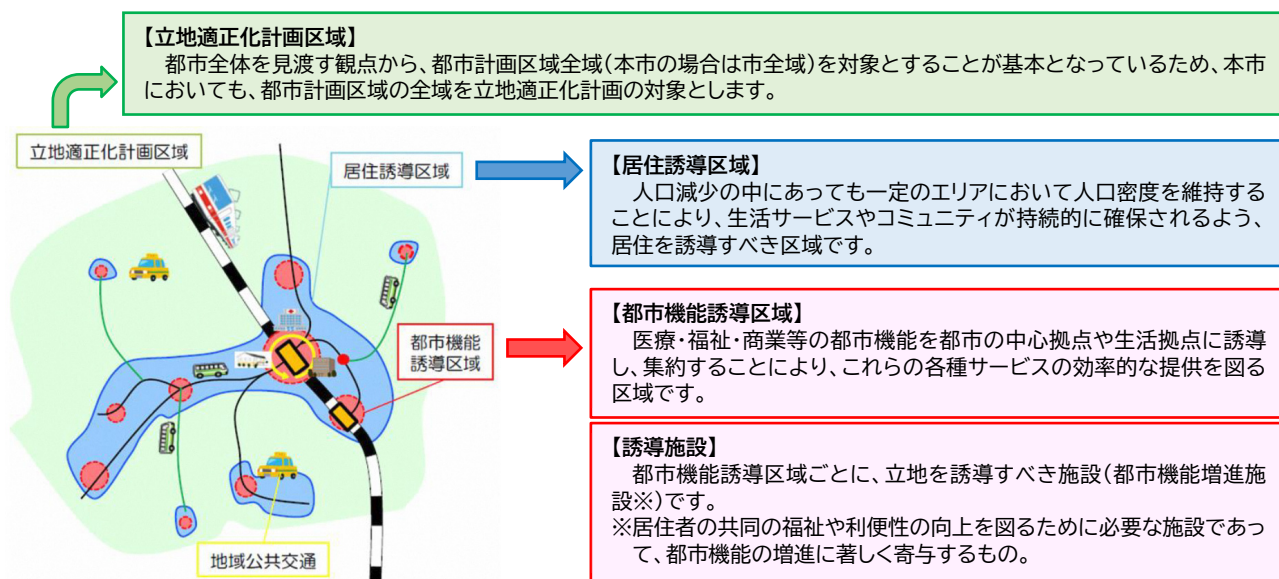
真岡市

1. 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、平成 26(2014)年の都市再生特別措置法の一部改正により、創設された制度であり、居住や医療・福祉・商業等の都市機能の適正な立地を促進し、公共交通ネットワークとの連携を図りながら、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するための計画です。

本市では、『真岡市都市計画マスタープラン』の基本理念であるコンパクトで計画的な都市づくり「集約型都市構造(コンパクトシティ)」の実現に向け、若者からお年寄りまで多くの人にとって暮らしやすいまちを目指すため、真岡市立地適正化計画を策定しました。

《立地適正化計画概念図》



2. 届出とは(届出の目的)

本計画の運用開始に伴い、以下に該当する開発・建築等の行為を行う場合には、法の規定(都市再生特別措置法第 88 条第1項、第 108 条第1項、第 108 条の 2)に基づき、着手する日の 30 日前までに、真岡市への届出が義務付けられます。

本計画に基づく届出は、居住誘導区域外における住宅開発等の動向や、都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向の把握を目的としています。

届出対象①

居住誘導区域外に一定規模以上※の住宅等を建てる場合(⇒P3 へ)

※3戸以上、または 1,000 m²以上



届出対象②

都市機能誘導区域外に誘導施設を建てる場合(⇒P5 へ)



届出対象③

都市機能誘導区域内の誘導施設を休止又は廃止する場合(⇒P5 へ)



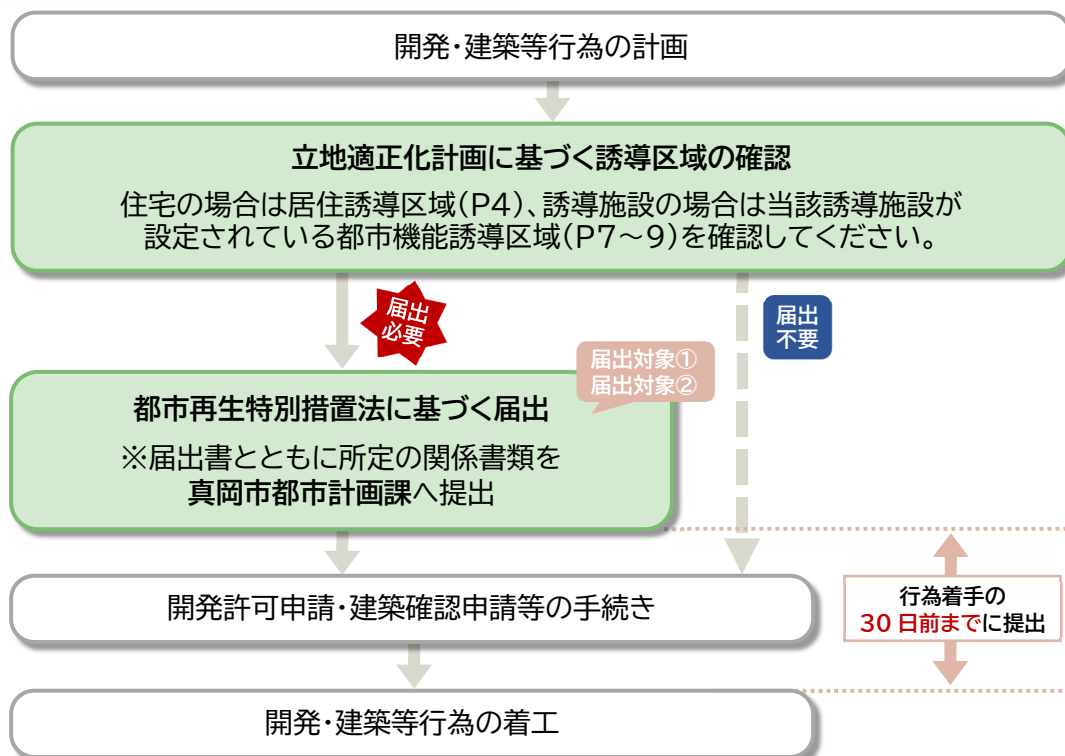
届出をしなかった場合の罰則

届出をしないで、又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合は、30 万円以下の罰金に処することがあります(都市再生特別措置法第 130 条)。

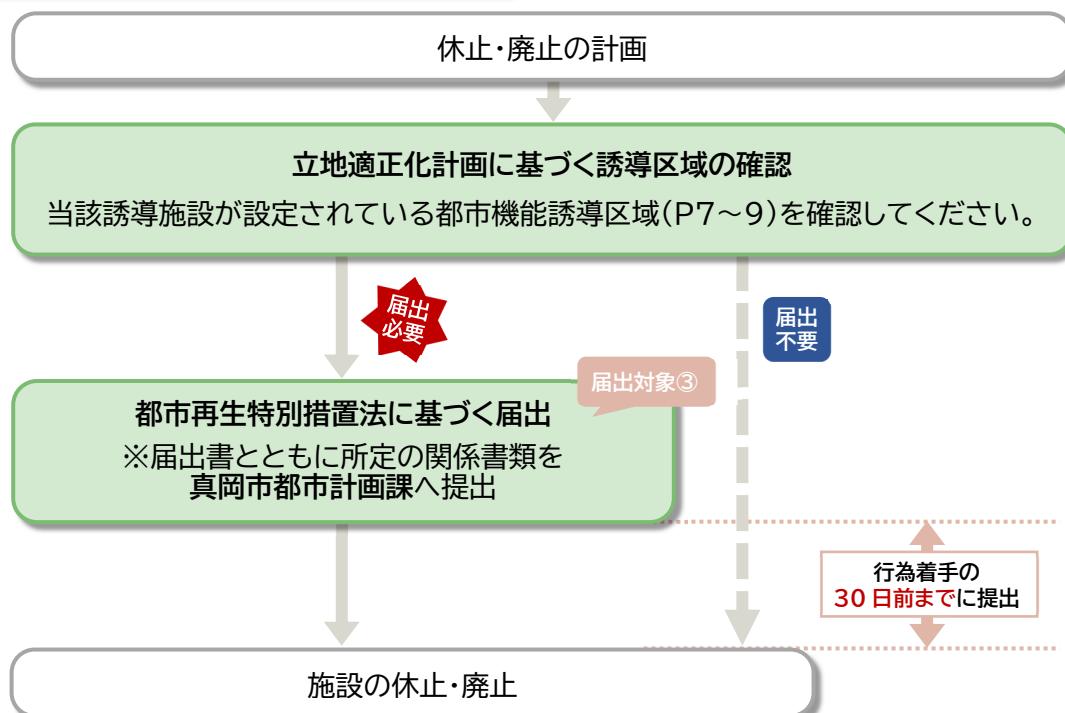
3. 届出から開発・建築等行為の着手までの流れ

届出書等は行為着手の **30 日前まで** に真岡市都市計画課に提出してください。

開発・建築等行為の場合



誘導施設の休止又は廃止の場合



4. 居住誘導区域に係る届出

届出対象①

居住誘導区域外で届出の対象となる行為

居住誘導区域外で行う、以下に該当する行為が対象となります。

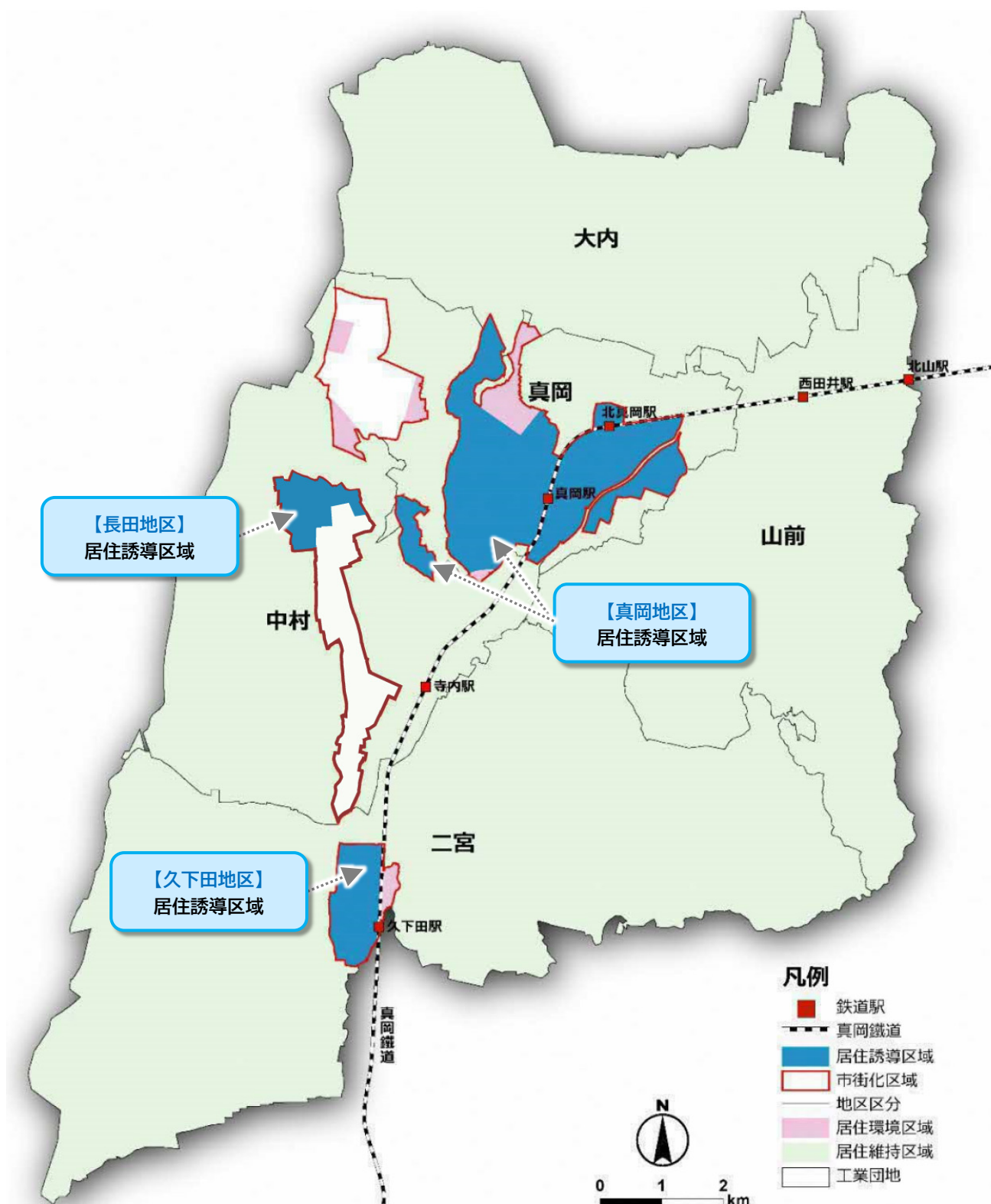
開発行為	◆ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ◆ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも ◆ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為(寄宿舍や有料老人ホーム等)	(例)3戸の開発行為 届出必要 (例)1,300㎡1戸の開発行為 届出必要 (例)800㎡2戸の開発行為 届出不要
建築等行為	◆ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆ 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合(寄宿舍や有料老人ホーム等) ◆ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合	(例)3戸の建築行為 届出必要 (例)1戸の建築行為 届出不要

手続方法

次の区分により、所定の届出様式に添付書類を添えて 1 部提出してください。

届出書は、真岡市 HP からダウンロードすることができます。

開発行為	◆ 届出書 様式 10 ◆ 添付書類 ①位置図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺1/1,000 以上) ②設計図(土地利用計画図等、縮尺1/100 以上) ③その他参考となる事項を記載した図面(求積図等)
建築等行為	◆ 届出書 様式 11 ◆ 添付書類 ①配置図(敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺1/100 以上) ②住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺1/50 以上) ③その他参考となる事項を記載した図面(位置図、求積図等)
上記の行為を変更する場合	◆ 届出書 様式 12 ◆ 添付書類(上記それぞれの場合と同様)



※区域の詳細については、真岡市都市計画課までお問い合わせください。

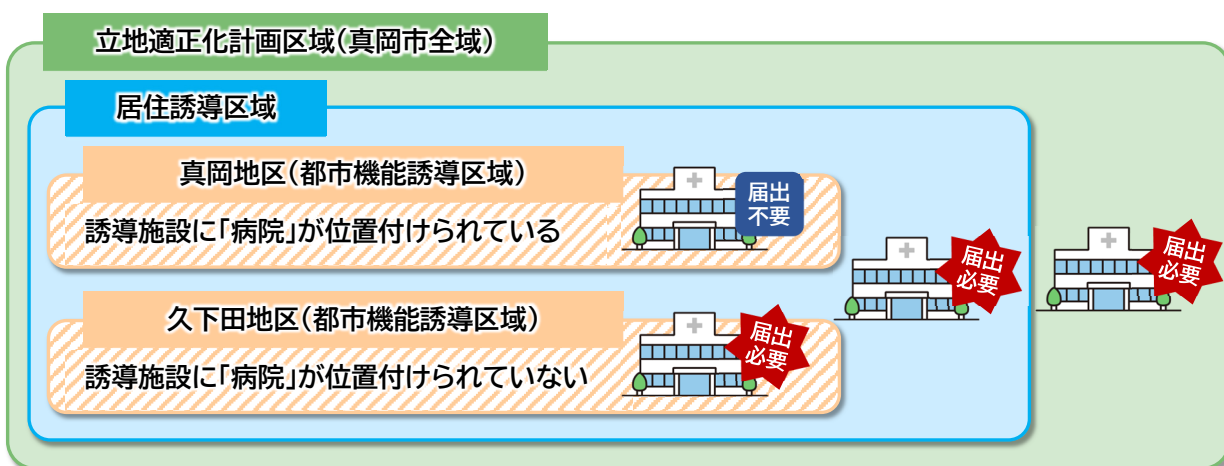
5. 都市機能誘導区域に係る届出

届出対象②③

都市機能誘導区域外で届出の対象となる行為

都市機能誘導区域^外で行う、以下に該当する行為が対象となります。

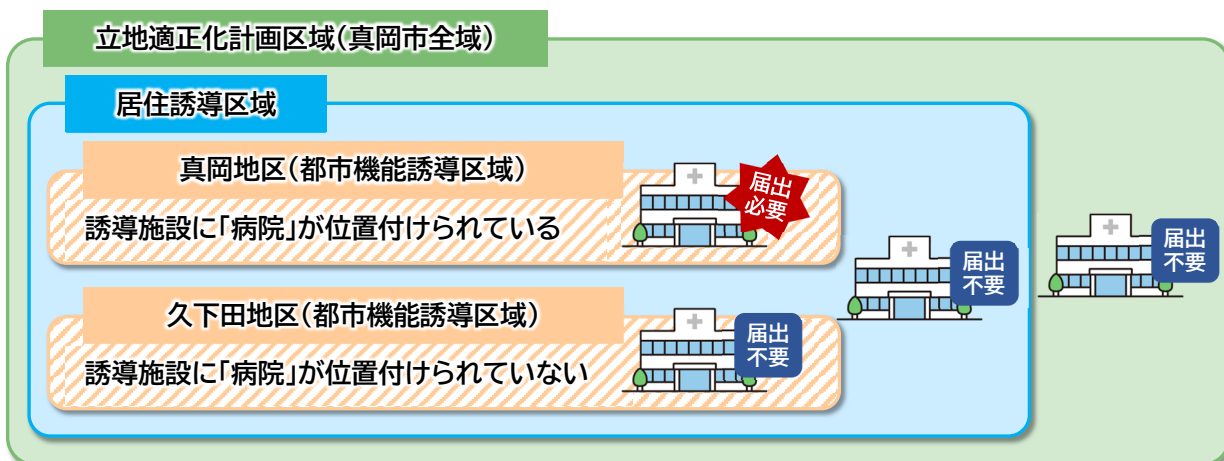
開発行為	◆ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外	◆ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



都市機能誘導区域内で届出の対象となる行為

都市機能誘導区域^内で行う、以下に該当する行為が対象となります。

誘導施設の休廃止	◆ 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
----------	-----------------------



手続方法

次の区分により、所定の届出様式に添付書類を添えて **1 部提出**してください。

届出書は、真岡市 HP からダウンロードすることができます。

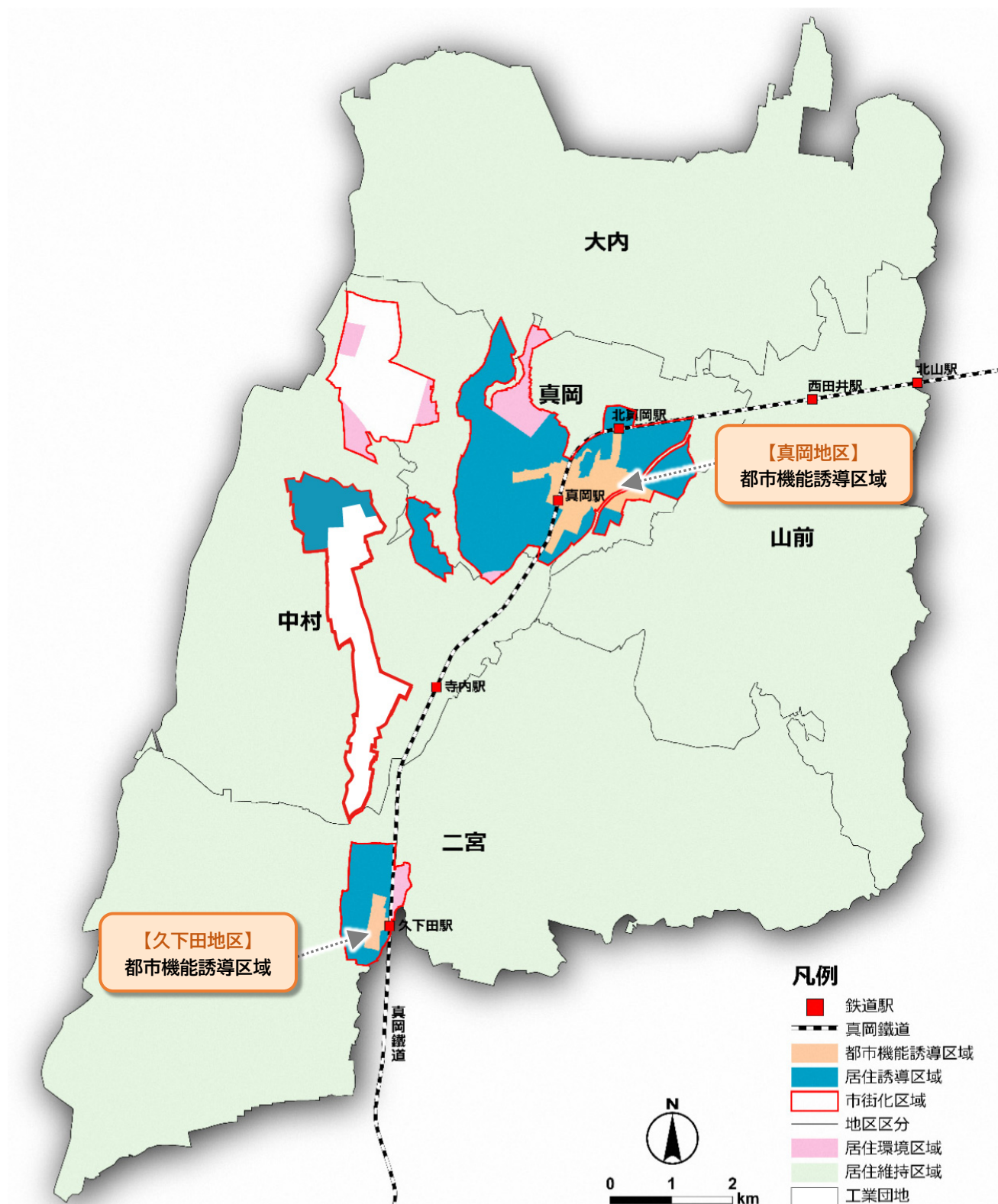
開発行為	◆ 届出書 様式 18 ◆ 添付書類 ①位置図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺1/1,000 以上) ②設計図(土地利用計画図等、縮尺1/100 以上) ③その他参考となる事項を記載した図面(求積図等)
開発行為以外	◆ 届出書 様式 19 ◆ 添付書類 ①配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺1/100 以上) ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺1/50 以上) ③その他参考となる事項を記載した図面(位置図、求積図等)
上記の行為を変更する場合	◆ 届出書 様式 20 ◆ 添付書類(上記それぞれの場合と同様)
誘導施設の休廃止	◆ 届出書 様式 21 ◆ 添付書類(原則不要)

誘導施設

各都市機能誘導区域に設定した誘導施設及び定義は以下のとおりです。

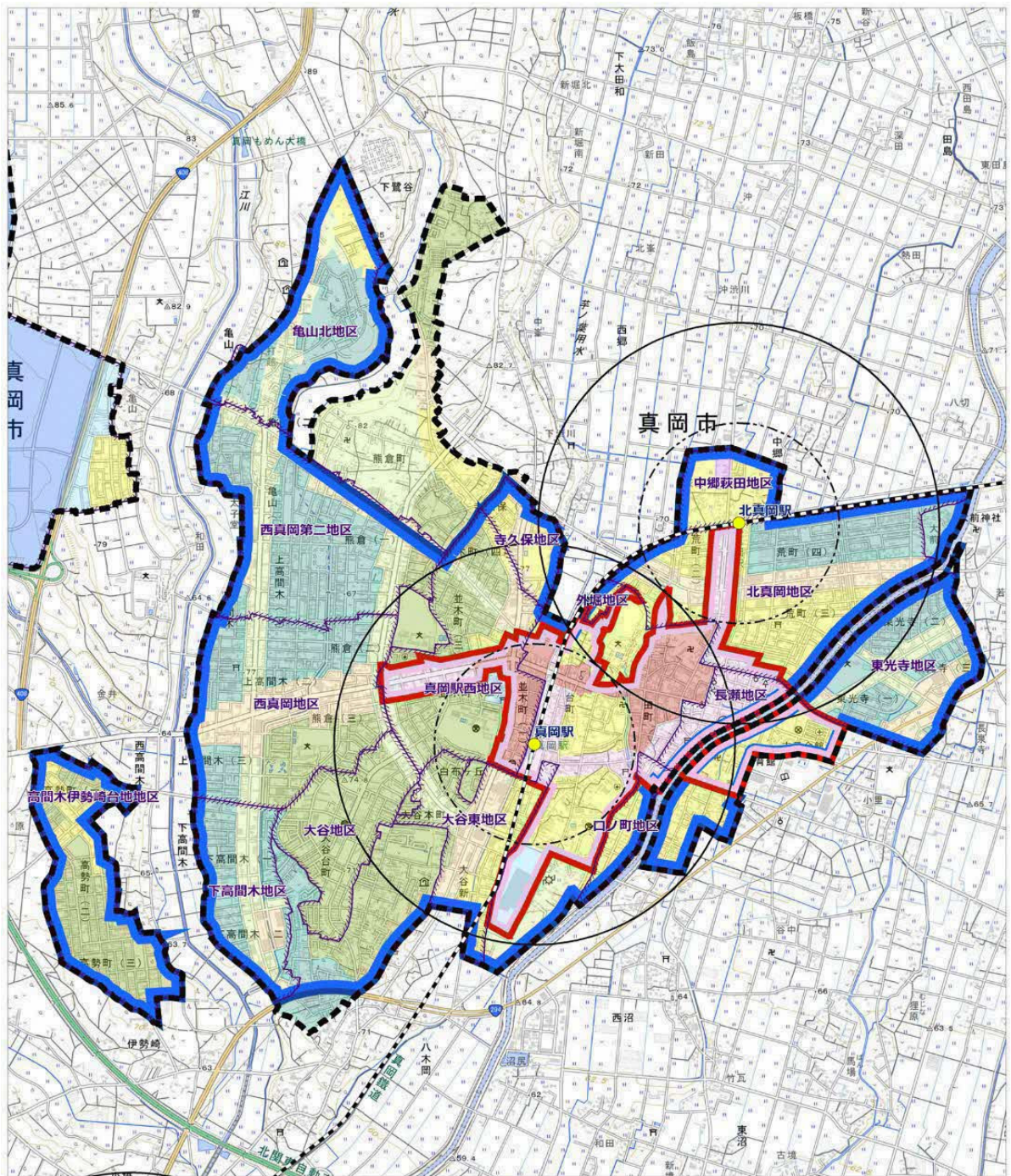
誘導施設		定義	真岡地区	久下田地区
行政	市役所	➤ 地方自治法第 4 条第 1 項に定める施設	●	—
	支所	➤ 地方自治法第 155 条第 1 項に定める施設	—	●
介護・福祉	総合福祉センター	➤ 老人福祉法第 20 条の 7 に定める老人福祉センター	●	—
	地域包括支援センター	➤ 介護保険法第 115 条の 46 に定める施設	—	●
子育て	子育て支援センター	➤ 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する事業を行う施設	●	—
商業	延床面積 1,000 m ² 以上の小売店舗	➤ 大規模小売店舗立地法第 2 条	●	●
医療	病院(病床数 100 以上)	➤ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院で病床数 100 以上のもの	●	—
	診療所	➤ 医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所	—	●
教育・文化	図書館	➤ 図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館	●	—

●: 誘導施設に設定



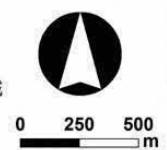
※区域の詳細については、真岡市都市計画課までお問い合わせください。

【真岡地区】都市機能誘導区域



凡例

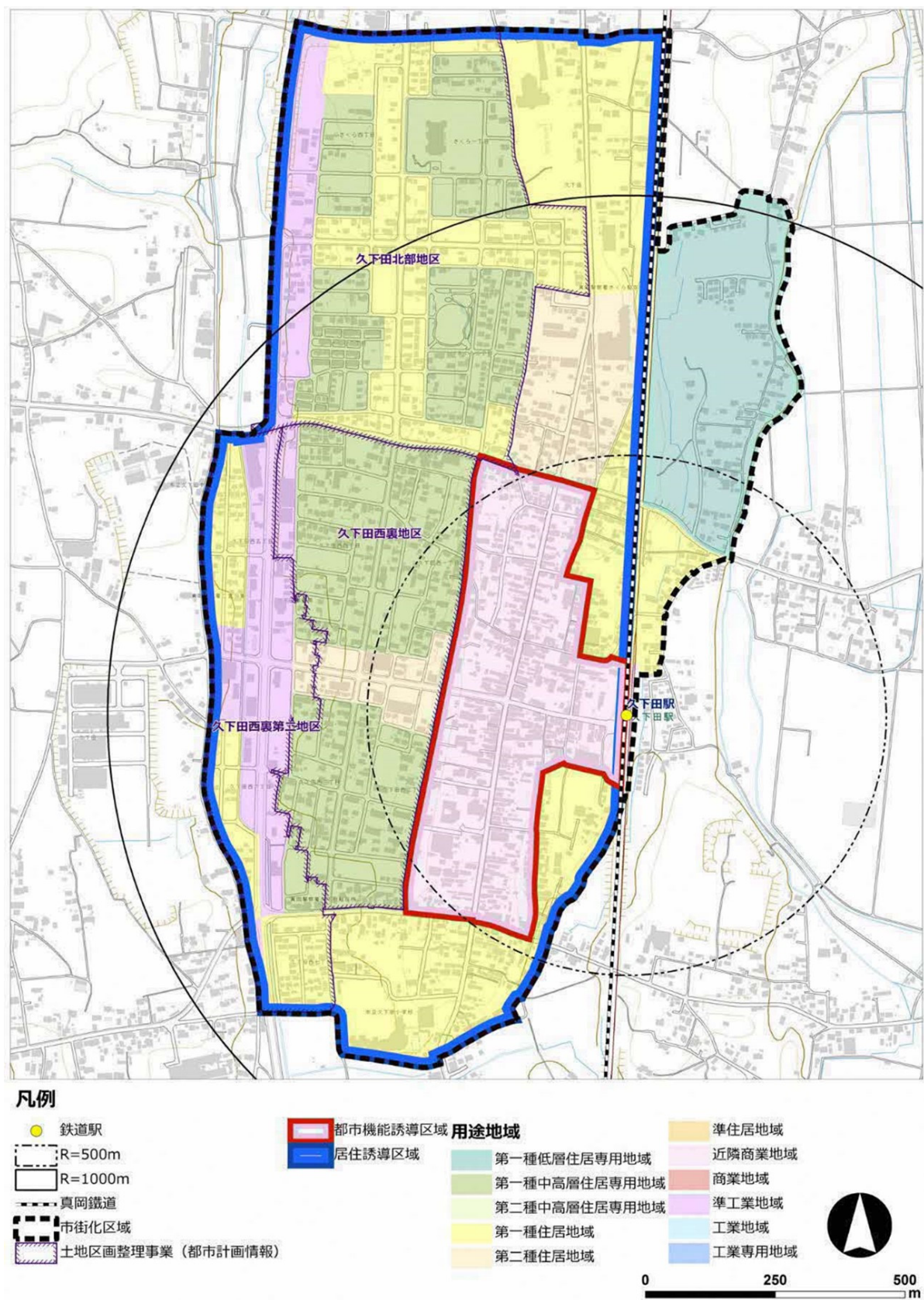
- | | | | |
|----------------------|----------|--------------|--------|
| ● 鉄道駅 | 都市機能誘導区域 | 第一種低層住居専用地域 | 準住居地域 |
| ○ R=500m | 居住誘導区域 | 第一種中高層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| ○ R=1000m | | 第二種中高層住居専用地域 | 商業地域 |
| — 真岡鉄道 | | 第一種住居地域 | 準工業地域 |
| --- 市街化区域 | | 第二種住居地域 | 工業地域 |
| --- 土地区画整理事業（都市計画情報） | | | 工業専用地域 |



※都市機能誘導区域は、計画策定時(令和2(2020)年)の状況から設定

※縮尺の都合上、急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害特別警戒区域は確認が困難であることから、図面上では除外を行っているため、詳細については都市計画課窓口でご確認ください。

【久下田地区】都市機能誘導区域



※縮尺の都合上、急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害特別警戒区域は確認が困難であることから、図面上では除外を行っていないため、詳細については都市計画課窓口でご確認ください。

6. 届出書の記入例

記入例

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号○年 ○月 ○日
真岡市長 ○○ ○○ 宛

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○番○号
氏 名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○
連絡先 ○○○○-○○-○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	真岡市○○町○丁目○番	
	2 開発区域の面積	該当する以下の用途を記載 ・一戸建ての住宅 ・兼用住宅 ・長屋 ・共同住宅	○,○○○㎡
	3 住宅等の用途		共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	開発行為における 工事着手届の工事 着手年月日を記入	元号○年 ○月○日
	5 工事の完了予定年月日		元号○年 ○月○日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) ○○区画 (住宅戸数) ○戸	住宅用区画数等を記入

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
 - ②設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ※委任状（代理人が届出を行う場合）

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

☒ 住宅等の新築
☐ 建築物を改築して住宅等とする行為
☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

← 該当箇所に✓を追加

について、下記により届け出ます。

元号○年 ○月 ○日
 真岡市長 ○○ ○○ 宛

← 届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住所 ○○市○○町○丁目○番○号
 氏 名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○
 連絡先 ○○○○-○○-○○○○

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 真岡市○○町○丁目○番 (地 目) 宅地 (面 積) ○○㎡
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅 (○戸) ← 該当する以下の用途を記載 ・一戸建ての住宅 ・兼用住宅 ・長屋 ・共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 元号○年○月○日 (完了予定年月日) 元号○年○月○日

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
 - ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ※委任状（代理人が届出を行う場合）

記入例

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

元号○年 ○月 ○日

真岡市長 ○○ ○○ 宛

届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏 名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 10 もしくは
第 11 の届出日を記入

1 当初の届出年月日

元号○年 ○月 ○日

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	○○㎡	△△㎡
住宅用区画数の変更	○○区画	△△区画
着手予定年月日の変更	元号○年○月○日	元号△年△月△日

3 変更部分に係る行為の着手予定日

元号○年 ○月 ○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

元号○年 ○月 ○日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

〈開発行為の場合〉

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
 - ②設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ※委任状（代理人が届出を行う場合）

〈建築等行為の場合〉

- ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
 - ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ※委任状（代理人が届出を行う場合）

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号○年 ○月 ○日
真岡市長 ○○ ○○ 宛

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住 所 ○○市○○町○丁目○番○号
氏 名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○
連絡先 ○○○○-○○-○○○○

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	真岡市○○町○丁目○番
	2 開発区域の面積	○,○○○㎡
	3 建築物の用途	商業施設（食料品スーパー）
	4 工事の着手予定年月日	元号○年 ○月○日
	5 工事の完了予定年月日	元号○年 ○月○日
	6 その他必要な事項	(建築物等名称) ○○スーパー○○店 (延床面積) ○○㎡

開発行為における
工事着手届の工事
着手年月日を記入

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
 - ②設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ※委任状（代理人が届出を行う場合）

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 ☒ 誘導施設を有する建築物の新築 ☐ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 該当箇所に✓ を追加 について、下記により届け出ます。 元号〇〇年 〇月 〇日 真岡市長 〇〇 〇〇 宛 届出日を記入 （行為着手の 30 日前まで） 届出者 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏 名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在 真岡市〇〇町〇丁目〇番 地目 宅地 面積 〇〇㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（食料品スーパー）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(建築物等名称) 〇〇スーパー〇〇店 (建築物の延床面積) 〇〇㎡ (誘導施設の床面積) 〇〇㎡ (着手予定年月日) 元号〇年〇月〇日 (完了予定年月日) 元号〇年〇月〇日

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
 - ②建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ※委任状（代理人が届出を行う場合）

記入例

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

元号〇年 〇月〇日

真岡市長 〇〇 〇〇 宛

届出者 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 18 もしくは
第 19 の届出日を記入

1 当初の届出年月日

元号〇年 〇月 〇日

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	〇,〇〇〇㎡	△,△△△㎡
着手予定年月日の変更	元号〇年〇月〇日	元号△年△月△日

3 変更部分に係る行為の着手予定日

元号〇年 〇月〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

元号〇年 〇月〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

〈開発行為の場合〉

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
 - ②設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ※委任状（代理人が届出を行う場合）

〈建築等行為の場合〉

- ①配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
 - ②建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ※委任状（代理人が届出を行う場合）

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入
(休廃止の 30 日前まで)

元号〇年 〇月 〇日

真岡市長 〇〇 〇〇 宛

届出者 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

休止又は廃止のどちらかに○をつける

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：〇〇スーパー〇〇店

用 途：商業施設（食料品スーパー）

所在地：真岡市〇〇町〇丁目〇番

- 2 休止（廃止）しようとする年月日

元号〇年〇月〇日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置

- (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

例)・コンビニエンスストア
・事務所

- (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例)・元号〇年〇月〇日に除却予定
・使用予定は未定。使用予定が決まるまでは、適切な管理のもと存置する。

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

7. 届出に関する Q&A

Q. 届出をしなかった場合の罰則はありますか

届出をしないで、又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合は、30 万円以下の罰金に処することがあります(都市再生特別措置法第 130 条)。

Q. 届出対象となる行為が誘導区域の内外に渡る場合は、届出は必要ですか

開発及び建築等行為を行おうとする土地の一部でも誘導区域内にある場合は、届出は不要です。ただし、誘導施設の休廃止の届出(都市再生特別措置法第 108 条の 2)については、土地の一部でも都市機能誘導区域内にある場合には、届出が必要です。

Q. 今後、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設が変更となることがありますか

本計画は、概ね 5 年ごとに定期的な評価・検証を予定しており、それに伴い届出の誘導区域や誘導施設が変わることも考えられます。

Q. 住宅や誘導施設を同じ場所に建て替える場合、届出は必要ですか

その場所が居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外であるなど、届出が必要な区域である場合は、同じ場所に建て替えるとしても届出が必要です。

Q. 仮設建築物も届出の対象になりますか

仮設建築物は届出の対象になりません。期間限定の催し物等において一時的に誘導施設の用途となる場合も対象となりません。仮設のための開発行為も同様です。

Q. 都市機能誘導区域外には誘導施設に位置付けられた施設は立地できなくなりますか

都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する場合は、届出の対象となりますが、行為そのものが規制されるものではありません。

Q. 誘導施設が都市機能誘導区域内の別の場所へ移転する場合にも届出は必要ですか

休廃止届の提出が必要です。

本届出は、誘導施設の立地状況や誘導施設を有する建築物の状況を把握し、都市機能の誘導を推進するための制度となりますので、休廃止届の提出をお願いします。

Q. 休止の届出が必要となる休止期間はどのくらいですか。また、施設の建て替えや改装等で休止する場合にも届出は必要ですか

休止する場合の休止期間について法令等の定めはありませんが、目安として3か月以上休業する場合は、休止届の提出をお願いします。

また、施設の建て替えや改装等で休業する場合も同様の手続きをお願いします。

Q. 誘導施設を廃止又は休止し、別事業者が同じ用途で建築物(敷地)を使用する場合にも届出は必要ですか

届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載した上で届出書を提出してください。

Q. 開発許可申請や建築確認申請と届出の前後関係は、どのようにすればよいですか

法令上、前後関係の定めはありませんが、届出の主旨が立地の誘導であることから、開発許可申請や建築確認申請に先立つ届出をお願いします。

Q. この届出により、計画の修正を求められることはありますか

あくまで届出制度であり、必要な記載事項や添付書類等が揃っていれば原則として計画の修正等を求めるものではありません。ただし、法の定めには「届出に係る行為が誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは(中略)必要な勧告をすることができる」とされており、必要な勧告をする場合があります。

Q. 届出に変更が生じた場合、どのようにすればよいのですか

変更に係る行為に着手する 30 日前までに所定の様式により届出を行ってください。

Q. 届出書の地目、面積は何に基づき記載すれば良いですか

地目は土地登記簿、面積は原則として実測に基づき記載してください。

Q. 面積等の軽微な変更であっても変更の届出が必要ですか

記載誤り以外は、変更届の提出をお願いします。

Q. 届出書は押印が必要ですか

届出書は押印不要です。

また、各届出手続を代理人に委任する場合は、任意の委任状を添付してください。ただし、委任状は押印が必要です。

Q. 届出を行う義務があるのは誰ですか

届出対象となる行為を行おうとする方です。(例: 建築主、開発行為者)

Q. 開発行為の後に建築行為をする場合、それぞれ届出が必要ですか

届出の対象となる開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要です。

Q. 届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか

「住宅」とは建築基準法における「住宅」に該当すると判断される、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅(マンションを含む)などを指します。

サービス付き高齢者住宅や社宅なども、実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」とします。店舗兼住宅など、「住宅」に該当する部分を一部でも含むと判断されるものは、届出が必要です。

Q. 施設の一部に誘導施設を含む複合施設は届出の対象になりますか

一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。

真岡市立地適正化計画 届出の手引き 令和7(2025)年3月

【 お問い合わせ先 】

真岡市 建設部 都市計画課 〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地
TEL:0285-83-8152 FAX:0285-83-6240 E-mail:toshikeikaku@city.moka.lg.jp